

# 「はかり」の使用と定期検査について

## ①正しい「はかり」を使用しましょう

### 取引・証明に使用できる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり」は、「検定証印」または「基準適合証印」が付いたものでなければなりません。

家庭用印の付いた「はかり」は、取引・証明に使用することはできません。

※計量法第16条



検定証印



基準適合証印



家庭用印

## ②定期検査は必ず受検してください

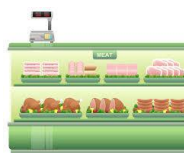
取引・証明に使用する「はかり」は2年に1度、定期検査の受検が義務付けられています。 ※計量法第19条、21条

### 定期検査の対象となる「はかり」の使用例

(取引・証明に該当する使用例)



薬局や病院で薬の調剤のための計量



スーパーや市場等で商品の量り売りや重さを表記して販売するための計量

食品表示法により内容量をグラム表記するための計量



宅配便の宅配料の算出のための計量



病院、学校、保育所や施設等での体重測定で、健康診断等、その測定値が外部に表明される計量



コーヒー豆、お茶等の販売で、料金の基となる計量

- 農家が直接販売する際の計量
  - 金・プラチナ等の買取のための計量
  - 資源回収業等で料金の基となる計量
- ※これらはほんの一例です。

**Q なぜ検査が必要なのですか。**

A 「はかり」は、社会生活の中であらゆる所で使用されており、消費者と大きく関わっています。

製造時に精密に検査され正確であっても、長期間繰り返し使用することにより性能等が低下し、誤差が生じてしまうことがあります。このため、取引・証明に使用する「はかり」について一定水準以上の精度・性能を確保することにより、適正に計量するよう定めています。

**Q 「はかり」の検査を受けるにはどうすればいいのか。**

A 市が行う「定期検査」と、国が認定した資格を持つ計量士が行う「代検査」があります。

市が行う定期検査は、函館市計量検査所が実施し、検査期間や対象地域は告示いたします。

定期検査は、函館市内を偶数年度対象地域と奇数年度対象地域とに次のとおり分けて、実施しています。

偶数年度……高砂通りと亀田川を境にした大森浜側

奇数年度…… ” 函館湾側

代検査は、計量士（国家資格）による検査を受け、所定の届出を行うことにより定期検査が免除される制度です。

この検査は、使用者の都合に合わせて検査が受けられるメリットがあります。

**Q 検査手数料はかかりますか。**

A 検査時には手数料が必要で、その金額は「はかり」の種別により異なります（函館市計量検査所条例）。また、種別に基づいて現金で納めていただきます。

なお、代検査の手数料については、各計量士にお問合せください。

※ 代検査を行う計量士に関するお問合せは、一般社団法人北海道計量協会へ。

**Q 定期検査を受けないで「はかり」を使用したらどうなりますか。**

A ①取引・証明で使用するはかりについて定期検査を受検しなかった場合

50万円以下の罰金に処せられます。

②取引・証明を行うために、検定証印または基準適合証印が付されていないはかりを所持・使用した場合または不合格のまま使用した場合

6ヶ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられます。

**罰則適用以前に、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、正しい計量器の使用と定期検査の受検をお願いします。**

**11月1日は「計量記念日」、  
11月は「計量強調月間」です**

**定期検査に関するご質問・お問合せは**

函館市新川町 35 番 9 号  
函館市計量検査所

Tel : 0138-27-2555  
Fax : 0138-27-2666